

PAYGATE包括加盟店規約（クレジット） 通信販売特約

本特約は、当社の運営するPAYGATEサービスが対応するクレジット決済サービスを利用して加盟店が通信販売を行う場合における包括加盟店契約（クレジット）（以下「原規約」といいます）の特約を定めるものです。

1. 「通信販売」とは、加盟店と利用者との間における郵便、ファクシミリ、電話、コンピュータ通信その他の方法で行う非対面の取引をいいます。
2. 加盟店がクレジット決済サービスを利用して通信販売を行う場合、原規約に第7条の2及び第7条の3として次の条文を追加した上で、原規約を適用するものとします。
「第7条の2（通信販売における信用販売）
 1. 加盟店は、カード会員から通信販売において信用販売を求められ場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。
 - （1）通知されたカードの会員番号等の有効性
 - （2）当該信用販売がなりすましその他のカードの会員番号等の不正利用に該当しないこと
 2. 加盟店は、次条に定める方法により信用販売の申込みを受けたときは、次条第1項に定める申込データに基づき、遅滞なく全件について、対象カード会社の定める方法によりカードの会員番号、カードの有効期限、売上代金の額等を対象カード会社に通知して、その承認を得るものとします。
 3. 加盟店が商品等を発送したときは、第12条第2項に従って売上データを作成するものとします。
 4. 加盟店は、対象カード会社の承認が得られた場合であっても、当該カードの利用が第三者による不正利用その他正当な利用でないことを知り、又は知り得る状況にあった場合には、当該カードによる信用販売を行わないものとします。なお、この場合、加盟店は、当社又は対象カード会社に対し直ちに事態を報告するものとします。

第7条の3（コンピュータ通信による取引）

1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、カード会員から次の事項を含むデータ（以下「申込データ」という）を受信し、これに対する前条第1項の確認手続を経た後、申込みに対する諾否の通知を行うものとします。加盟店は、申込データ及びそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータファイルに、取引日ごとに整理して記録するものとします。
 - （1）カード会員の住所、氏名
 - （2）商品等の特定
 - （3）加盟店がカード会員に対しその取引によって取得する売上代金の金額（消費税額を含む）
 - （4）カードの名称
 - （5）カードの会員番号
 - （6）カードの有効期限
 - （7）カード利用代金の支払区分の指定
2. 加盟店は、予め前項のコンピュータ通信に用いるデータの構造、書式、カード会員のコンピュータに表示されるデータ記入用画面の見本（ハードコピー）等を対象カード会社に提出してその承認を得るものとします。その後も、当社又は対象カード会社から請求があったときは、その時点で使用している最新のデータ記入用画面の見本（ハードコピー）等を当社又は対象カード会社に提出するものとします。

3. コンピュータ通信の手段によって取引行為を行う場合は、売上代金の額、カードの会員番号、カードの有効期限のデータについては、対象カード会社が適当と認める方法による暗号化の処理を行ってからデータの送信を行うものとします。
4. 加盟店は、コンピュータ通信の手段によって取引行為を行うことができる旨をカード会員に告知し、又はデータ記入用画面を表示する際は、当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、データの秘密性が保持できなかった場合でも当社は全く責任がないことを明確に警告する旨の表示を行うものとします。」
3. 加盟店がクレジット決済サービスを利用して通信販売を行う場合、原規約第7条第3項第1号及び第2号、第8条第2項並びに第11条第1項に「カードを提示」とあるのを「カードを使用」に、「カード提示者」とあるのを「カード使用者」にそれぞれ読み替えるものとします。
4. 加盟店がクレジット決済サービスを利用して通信販売を行う場合、原規約第9条第1項の「直ちに商品等の引渡し」の後ろに「（カード会員の指定した場所に商品等を送付することを含む。以下同じ）」を追加した上で、原規約を適用するものとします。
5. 加盟店がクレジット決済サービスを利用して通信販売を行う場合、原規約第9条に第3項及び第4項として次の条項を追加した上で、原規約を適用するものとします。
 - 「3. 加盟店は、原則として商品等の発送時に、商品の名称、数量、代金額、送料、税金、代金支払方法当割賦販売法に定める事項を記載した書面をカード会員に交付するものとします。
 4. 商品の送付先は、原則としてカード会員の住所地とするものとし、加盟店がカード会員の住所地以外に商品等を発送したことによりカード会員等の間で紛議が生じた場合は、加盟店が一切の責任を負うものとします。」
6. 加盟店がクレジット決済サービスを利用して通信販売を行う場合、原規約第12条第2項の「信用販売を行った日」の後ろに「（通信販売の方法にあつては、商品等を発送した日）」を追加した上で、原規約を適用するものとします。

2025年1月14日制定